

障害者生活介護施設 「もみじの舞」 利用料金について

令和 4 年 10 月 1 日現在

障害者生活介護施設 ゆきの舞 ご利用料金につきまして、令和 4 年 10 月 1 日から下記のとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

<利用者負担（生活介護サービス費と加算 1 割＋サービス費以外の費用）>

サービスを利用したら、原則として費用の 1 割を支払います。

ただし、所得に応じて上限が定められ、負担が重くならないようになっています。

食費などの実費は自己負担です。

1. 生活介護サービス費 1 割負担分（下記金額に地域区分 1.018 を掛けた金額になります）

算定項目	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2
生活介護サービス費	1,288 円	964 円	669 円	599 円	546 円
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15 円／日				
人員配置体制加算(Ⅱ)	181 円／日				
常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)	56 円／日				
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1 ヶ月総単位数の 4.4%				
特定処遇改善加算(Ⅰ)	1 ヶ月総単位数の 1.4%				
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	1 ヶ月総単位数の 1.1%				
1 日の合計	1,647 円	1,300 円	985 円	909 円	853 円

2. その他の加算（対象者のみ）（下記金額に地域区分 1.018 を掛けた金額になります）

初期加算	利用開始日から起算して 30 日以内の期間	30 円／日
食事提供体制加算	収入が一定額以下の利用者	30 円／日
送迎加算(Ⅰ)		21 円／回
欠席時対応加算	月に 4 回まで加算	94 円／回
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合	150 円／月

3. 「サービス費 1 割」の月額上限額（受給者証をご確認ください。）

所得区分	利用者負担上限額
生活保護世帯	0 円
市町民税非課税世帯 (利用者本人と配偶者が非課税)	0 円
市民税課税世帯 1 (利用者本人と配偶者の市町民税の所得割額の合計が 16 万円未満)	9,300 円／月
市民税課税世帯 2 (利用者本人と配偶者の市町民税の所得割額の合計が 16 万円以上)	37,200 円／月

<例>区分 6 の方が生活介護を利用した場合

利用料 1 日分の 1 割 1,647 円×20 日＝32,940 円

ですが、上限額 9,300 円の方は上限額以上の請求はありません。

4. 生活介護サービス費以外のサービスと料金

・食事サービス 1食（昼食、おやつ代）

一般の方	500 円
軽減措置対象の方	350 円

＊ 施設内で作った温かい食事を提供します。個々の身体状況に合わせ、刻み食やミキサー食の用意も致します。

・送迎サービス （送迎加算を算定しない場合）

予め決められたステーションまでの送迎	1 回往復 100 円 (片道だけでも 100 円)
自宅までの送迎（施設までの距離が 10km未満）	1 回片道 100 円
自宅までの送迎（施設までの距離が 10km以上）	1 回片道 200 円

・入浴サービス 1回 … 250 円

リフト浴槽、リクライニングシャワーキャリーを完備しています。

・その他 … 実費

創作的活動、日常生活用品等の費用で負担していただくことが適当であるものに係る費用をいただきます。

※ 利用予定日の前日夕方 17 時までにキャンセルの連絡がない場合はキャンセル料をいただく場合があります。 …500 円（食事代の実費相当額）

5. 生活介護サービス以外の利用料金の一例

(ア) 昼食代（減免措置の方 350 円）×22 日＝**7,700 円**

(イ)（昼食代（減免措置の方 350 円）＋入浴（250 円））×12 日（週 3 回）＝**7,200 円**

(ウ)（昼食代（一般の方 500 円）＋入浴（250 円））×10 日＝**7,500 円**

6. 料金の支払い方法

前記の料金は 1 か月ごとに計算し請求いたします。翌月の 27 日までに銀行振り込みでお支払いください。後日、領収書を発行します。

社会福祉法人 さくらゆき

障害者生活介護施設 ゆきの舞

TEL (058) 268-1115 Fax (058) 268-1116

メール：seikatu_yuki@sakurayuki.or.jp 担当／加藤